確　　　認　　　書

私は、雨水浸透施設整備計画に係る認定の申請を行うにあたり、　以下の内容について確認しました。

**【確認した項目にレ点でチェックしてください】**

* 奈良県特定都市河川浸水被害対策推進事業補助金交付要綱を確認し、要綱の内容及び手続きの流れを了承しました。
* 予算の範囲内において補助金が交付されます。　　　　　　　　　　　　　　　　　（予算の状況によっては、必ずしも申請額どおり交付されるとは限りません）
* 申請書類の審査等により、ああああああああああああああああああああああああ　　　あ① 認定申請提出～認定決定通知までに少なくとも約４週間　　　　　　　　　　　　あ② 交付申請提出～交付決定通知までには、早くて約８週間　　　　　　　　　　　を要します。なお、交付申請時期や予算の状況によっては、交付決定通知が次の年度になる場合があります。また、すべての書類が整っていない、又は補正がある場合で未補正の状態のときは、更に時間を要します。
* 工事着手ができるのは、補助金の交付決定通知を受けた後になります。　　　　　　（交付決定前に工事着手した場合、補助金の交付を受けることはできません）
* 原則として、交付決定された年度内に竣工し、かつ検査を受けなければなりません。やむを得ない事由が生じたときは、必要な手続きを行ったうえで交付決定された翌年度の１２月末までに竣工し、かつ検査を受けなければなりません。それまでに竣工できない、または検査を受けることができないときは当該制度の打ち切りとなり、補助金を受けることはできません。
* 補助金が支払われるのは、検査に合格した後になります。
* 申請の内容（当該雨水貯留浸透施設整備に要する費用など）は、当該雨水貯留浸透施設が存する市町村の税担当部局と共有されます。（固定資産税算定の際の基礎資料になります）

令和　　年　　月　　日

署名（自署）